

第7節 保険監督者国際機構（IAIS）

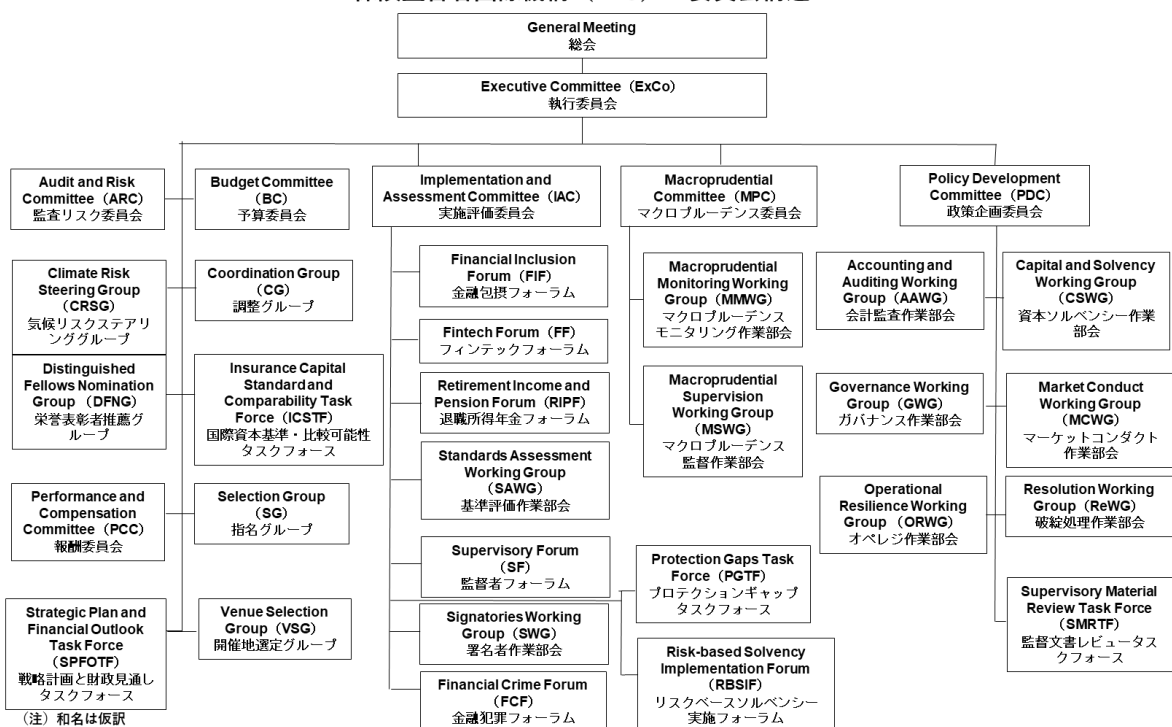
I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等の約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献を目的としている。事務局はスイス・バーゼル国際決済銀行（BIS）内にある。

II 組織

保険監督者国際機構（IAIS）の委員会構造



Ⅲ 主な議論

1. 国際的に活動する保険グループ (IAIGs) の監督のための共通枠組み (ComFrame)

IAIS は、金融危機を踏まえた対応として、2010 年より ComFrame の開発に着手し、数次の市中協議を経て、ICP に ComFrame を統合したうえで、2019 年 11 月の年次総会で ComFrame 及び改定された ICP を採択した。2024 年 12 月には、気候リスク、保険セクターにおけるシステミックリスクのための包括的枠組み（再建・破綻処理を含む）及び評価・資本十分性に関連した内容について、ICP 及び ComFrame の一部改訂が採択された。

(※) IAIGs を選定するベンチマークとして、「3 つ以上の法域において保険料収入があり、かつ、海外保険料収入比率が 10% 以上であることを前提に、総資産 500 億ドル以上、または、保険料収入 100 億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。IAIGs の選定・公表は、各当局の裁量に委ねられている。

2. IAIGs に適用される国際資本基準 (ICS : Insurance Capital Standard)

IAIS は、2024 年 12 月に IAIGs に対する資本基準である ICS を採択した。また、それに先立ち、同年 11 月には、米国が開発を進めている合算手法 (AM) と ICS との比較可能性評価に係る結論を公表した。ComFrame の定量的要素を構成する ICS は、IAIGs に対する資本の十分性をリスクベースで測定する国際的に比較可能な尺度の提供を目的としており、保険グループ全体の所定の資本要件として機能する。ICS の導入により、潜在的なストレスに耐えうる資本水準の確保、ひいては契約者保護に資することが期待される。また、ICS は、監督当局が IAIGs の財務健全性を評価するための一貫した透明性のある枠組みを提供する。ICS の採択を受け、IAIS は、各法域に対する ICS の実施評価に向けて、ICS の実施評価メソドロジーの策定等に係る検討に着手した。同時に、IAIS は、ICS に係る監督上の報告及び公衆開示についての ComFrame 基準の策定や、ICS の実施支援に係る検討を行っている。

3. システミックリスクへの対応

金融規制理事会 (FSB) は、2013 年より 2016 年まで毎年、IAIS の開発したグローバルなシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) の選定手法に基づき、G-SIIs のリストを公表してきた（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。一方、IAIS は、保険セクターにおけるシステミックリスクの評価枠組みの見直しとして、2019 年 11 月の年次総会で「保険セクターにおけるシステミックリスクのための包括的枠組み」(Holistic Framework for Systemic Risk in the Insurance Sector) を最終化した。同枠組みの下、IAIS は保険会社及び保険市場の潜在的なシステミックリスクの積上り状況のモニタリング (GME : Global Monitoring Exercise)、

及び同枠組みに関連した ICP 及び ComFrame の各法域における実施状況の評価を行い、その結果を FSB に報告している。FSB は、上記の IAIS からの報告や同枠組みの進展状況を踏まえ、2022 年 12 月に、G-SIIs の選定の停止を決定した。IAIS においては、引き続き GME を毎年実施するとともに、各法域における実施状況のフォローアップも行われている。

4. その他の議論

(1) サステナブルファイナンス

IAIS は、2021 年 5 月に公表したペーパーの改定版として、2023 年からの段階的な市中協議を経て、2025 年 4 月、「保険セクターにおける気候関連リスクの監督に係るアプリケーションペーパー」を公表した。同ペーパーは、監督当局による気候関連リスクの保険監督への統合に係る取組みの支援、及び気候関連リスクへの対応に係る国際的に一貫したアプローチの促進を目的としている。

(2) 自然災害リスク等への対応

IAIS は、2023 年 1 月に設置したプロテクションギャップタスクフォースにおいて、自然災害リスク等への対応における保険監督当局の役割について議論しており、同年 11 月には、「行動の呼びかけ：自然災害に係るプロテクションギャップ解消における保険監督当局者の役割」と題する報告書を公表した。また、IAIS は、世界銀行との共同で、2025 年 6 月に、G20 南アフリカ議長国下のサステナブルファイナンス作業部会に対し、「保険プロテクションギャップの特定及び対処」と題するインプットペーパーを提出した。同ペーパーは、様々な主体（政府・監督当局・保険会社・国際機関・国際開発金融機関等）間での強固かつ密な協働の重要性を掲げ、各主体が取り得る行動を整理している。IAIS 及び世界銀行は、こうした G20 における議論への貢献を踏まえ、政策立案者や監督当局者が参照し得る実践的なガイダンス・ツールを提供する取組みを継続することとしている。